

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.004

処 分 名	社会福祉法人定款変更認可
処 分 の 概 要	社会福祉法人の定款変更について認可します。
根拠法令等・条項	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 31 条第 1 項、第 32 条及び第 45 条の 36 第 2 項
審 査 基 準	<p>社会福祉法人の定款の変更内容が、下記の通達に適合しているかどうか等を審査し、関係課と審議の上、当該社会福祉法人の定款変更の認可を決定します。</p> <p>①「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 980 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局連名通知）</p> <p>②「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）</p>
標準処理期間	20 日
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 3 階生活支援課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■社会福祉法

第 31 条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続きに従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 社会福祉事業の種類
- 四 事務所の所在地
- 五 評議員及び評議員会に関する事項
- 六 役員（理事及び監事をいう。）の定数その他役員に関する事項
- 七 理事会に関する事項
- 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 九 資産に関する事項
- 十 会計に関する事項
- 十一 公益事業を行う場合には、その種類
- 十二 収益事業を行う場合には、その種類
- 十三 解散に関する事項
- 十四 定款の変更に関する事項
- 十五 広告の方法

（認可）

第 32 条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続きが、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

（定款の変更）

- 第 45 条の 36** 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。
- 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する
 - 4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。